国土交通省告示第五百七十五号・平成二十一年十一月二十一日
国土交通省告示第百七十号・平成二十五年三月二十一日・改正
国土交通省告示第四十九号・平成二十五年四月一日・改正施行
国土交通省告示第七百四十一号・平成二十五年八月四日・改正
（平成二十六年四月一日施行）
国土交通省告示第七百四十二号・平成二十九年十月四日・改正
（平成三十年四月一日施行）

標準貨物自動車運送約款

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　運送契約
　第一節　通則（第三条―第五条）
　第二節　運賃及び料金（第六条―第十六条）
　第三節　荷造り、荷印及び容積（第十七条―第十九条）
　第四節　危険品（第二十条―第二十二条）
　第五節　貨物の受取及び引渡し（第二十三条―第二十六条）
　第六節　責任（第二十七条―第三十一条）
　第七節　運送賃及び料金（第三十二条―第三十七条）
　第八節　責任（第三十八条―第四十五条）
　第九節　運送機関（第四十六条―第四十九条）
第三章　附則（第五十条―第五十三条）

第一章　総則

（事業の種類）

第一条　当店は、一般区域自動車運送事業を行います。

2　当店は、特定区域運送事業に従事する事業者を置きます。

3　当店は、特定信書便役務を行います。

4　当店は、貨物自動車利用運送を行います。

（適用範囲）

第二条　この約款は、当店の営業する一般区域自動車運送事業に関する運送契約（以下「運送契約」という。）について適用します。

2　当店は、前項の規定にかかわらず、法令に反しない範囲で、特約の申込みに応じることがあります。

（約款の変更）

第三条　当店は、前項の運送契約を、運送約款の変更により変更することがあります。

2　当店は、前項の規定により運送約款を変更するときは、その旨、変更の内容及び変更の日を、インターネットの利用その他の適切な方法により、変更の日の相当期間前までに公示します。

3　前項の変更は、公示された変更の日から、将来に向かってのみ効力を生じます。

第二章　運送契約

第一節　通則

（受付日時）

第四条　当店は、受付日時を定め、店頭に掲示します。

2　当店は、前項の受付日時を変更する場合には、あらかじめ店頭に掲示します。

（運送の委託）

第五条　運送の申込みをしようとする者は、当店に対し、運送を委託するものとします。

（引渡期間）

第六条　当店は、運送の申込みを受けたときは、貨物の引渡しを受ける期間（以下「引渡期間」という。）を定めます。

2　当店は、前項の規定により引渡期間を定めたときは、これを荷送人に通知します。

3　当店は、荷送人の申込みがあったときは、引渡期間を変更することがあります。

4　当店は、前項の規定により引渡期間を変更したときは、これを荷送人に通知します。

（引渡不能の貨物の処置）

第七条　当店は、貨物の引渡しをすることができないことを知ったときは、荷送人に対し、相当の期間を定めて、その貨物の引渡しを催告します。

2　当店は、前項の期間内に貨物の引渡しがないときは、運送契約を解除することがあります。

3　当店は、前項の規定により運送契約を解除したときは、荷送人に対し、その旨を通知します。

（引渡不能の貨物の通知）

第八条　当店は、貨物の引渡しをすることができないことを知ったときは、荷送人に対し、その旨を通知します。

（引渡不能の貨物の処置）

第九条　当店は、荷送人から前条の通知を受けたときは、荷送人に対し、貨物の処置について指図をすべきことを催告します。

2　当店は、前項の期間内に荷送人から指図がないときは、その貨物を相当の期間保管することができます。

3　当店は、荷送人が前項の指図をしないときは、その貨物を競売に付することができます。

4　当店は、前項の規定により貨物を競売に付したときは、荷送人に対し、その旨を通知します。

（引渡不能の貨物の供託）

第十条　当店は、荷送人を確知することができないときは、貨物の引渡しをすることができない原因がなくなった後、貨物を供託することができます。

2　当店は、前項の規定により貨物を供託したときは、荷送人に対し、その旨を通知します。

（引渡不能の貨物の競売）

第十一条　当店は、貨物が滅失のおそれがあるときは、荷送人に対し、相当の期間を定めて、その貨物の処置について指図をすべきことを催告します。

2　当店は、前項の期間内に荷送人から指図がないときは、その貨物を競売することができます。

3　当店は、前項の規定により貨物を競売したときは、荷送人に対し、その旨を通知します。

（引渡不能の貨物の通知）

第十二条　当店は、貨物の引渡しをすることができない場合又は第十三条第二項各号に掲げる場合には、荷受人の費用をもって、その貨物の荷送人又は荷受人に対し、その旨を通知します。

2　当店は、前項の規定により貨物の荷送人又は荷受人に対する通知を発したときは、遅滞なく、その旨を荷送人又は荷受人に対して通知します。

3　当店は、第一項の規定により貨物を競売した場合において、倉庫証券を作らせたときは、その証券の交付をもって荷送人に代えることができます。

4　当店は、第一項の規定により貨物を競売をした場合において、当店が荷送人に対して有する債権の弁済を受けるまで、当該競売に係る貨物を留置することができます。

（引渡不能の貨物の処置）

第十三条　当店は、荷受人を確知することができない場合又は第十二条第二項各号に掲げる場合には、その貨物の保証金を供託することができます。

2　当店は、前項の規定により貨物の供託をしたときは、遅滞なく、その旨を荷送人又は荷受人に対して通知します。

（引渡不能の貨物の競売）

第十四条　当店は、第十二条第二項の規定により荷送人に対して指図すべきことを求めた場合において、荷送人が指図をしないときは、その貨物を相当の期間保管することができます。

2　当店は、前項の規定により貨物を保管することができないときは、その貨物を競売することができます。

3　当店は、前項の規定により貨物を競売したときは、遅滞なく、その旨を荷送人又は荷受人に対して通知します。

（引渡不能の貨物の通知）

第十五条　当店は、第十二条第二項の規定により荷送人に対して指図すべきことを求めた場合において、荷送人が指図をしないときは、その貨物を相当の期間保管することができます。

2　当店は、前項の規定により貨物を保管することができないときは、その貨物を競売することができます。

3　当店は、前項の規定により貨物を競売したときは、遅滞なく、その旨を荷送人又は荷受人に対して通知します。

（引渡不能の貨物の通知）

第十六条　当店は、荷送人から貨物の一部減失又は損傷につきその責任を負う旨を記載した書面を受け取ったときは、荷受人に対し、その貨物の引渡しをした日から二週間以内に当店に対してその旨の通知がなかったときは、この限りでありません。

2　前項の規定は、当店に悪意があった場合には、適用しません。

（運賃及び料金）

第十七条　当店は、貨物の運賃及び料金並びにその支払方法を定めます。

2　当店は、前項の規定により運賃及び料金並びにその支払方法を定めたときは、これを掲示します。

（運賃及び料金の収受方法）

第十八条　当店は、貨物を受け取るときまでに、荷送人から運賃、料金等を収受します。

2　前項の場合において、運賃、料金等の額が確定しないときは、その額が確定した後、荷送人に対し、その不足額を請求し、又は過渡しますので、荷送人から運賃、料金等を収受します。

3　当店は、第一項の規定にかかわらず、貨物を引き渡すときまでに、運賃、料金等を荷受人から収受することができます。

（運賃又は料金の一括収受）

第十九条　当店は、貨物の運送又は荷役に関する料金又は費用を一括して収受します。

（特殊時間料）

第二十条　当店は、事前に荷送人又は荷受人の承諾を得て、特殊時間（当店が定める時間帯をいう。）に貨物の運送又は荷役を行う場合には、その荷送人又は荷受人から、特殊時間料を収受します。

（端数計算）

第二十一条　当店は、運賃、料金等の計算において、円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。

（運賃割増収受）

第二十二条　当店は、貨物を引き渡したときまでに、荷送人又は荷受人が運賃、料金等を支払わないときは、貨物の一部又は全部について、その運賃、料金等の五倍以内の金額を割増金として荷受人から収受することがあります。

（運賃減額収受）

第二十三条　当店は、貨物の全部又は一部が滅失その他やむを得ない事由により運賃を負う事由がなくなったときは、その運賃、料金等の全部又は一部を収受しません。

2　当店は、既に収受した運賃、料金等の全部又は一部が、貨物の滅失その他やむを得ない事由により運賃を負う事由がなくなったときは、その運賃、料金等の全部又は一部を返還します。

（運賃後払い）

第二十四条　当店は、荷送人の申込みがあったときは、運賃、料金等の全部又は一部を貨物の引渡しを受けた後に収受することがあります。

（運賃後払いの制限）

第二十五条　当店は、荷送人が次の各号のいずれかに該当するときは、前条の規定による運賃、料金等の後払いをしません。

一　当店に対して運賃、料金等の後払いをしない旨を通知したとき。

二　当店に対して運賃、料金等の支払いを拒絶したとき。

三　前条の規定による運賃、料金等の後払いをすることができないとき。

（運賃後払いの通知）

第二十六条　当店は、前条の規定により運賃、料金等の後払いをするときは、荷受人に対し、その旨を通知します。

（運賃後払いの荷受人の義務）

第二十七条　荷受人は、前条の規定による当店の通知を受けたときは、当店に対し、運賃、料金等を支払います。

2　荷受人は、貨物の引渡しを受けたときは、当店に対し、運賃、料金等を支払います。

（運賃後払いの荷送人の義務）

第二十八条　荷送人は、第二十五条の規定により運賃、料金等の後払いをしないときは、当店に対し、運賃、料金等を支払います。

（運賃後払いの荷送人の義務）

第二十九条　荷送人は、第二十五条の規定により運賃、料金等の後払いをしないときは、当店に対し、運賃、料金等を支払います。

（運賃後払いの荷送人の義務）

第三十条　荷送人は、第二十五条の規定により運賃、料金等の後払いをしないときは、当店に対し、運賃、料金等を支払います。

（運賃後払いの荷送人の義務）

第三十一条　荷送人は、第二十五条の規定により運賃、料金等の後払いをしないときは、当店に対し、運賃、料金等を支払います。

（運賃後払いの荷送人の義務）

第三十二条　荷送人は、第二十五条の規定により運賃、料金等の後払いをしないときは、当店に対し、運賃、料金等を支払います。

（運賃後払いの荷送人の義務）

第三十三条　荷送人は、第二十五条の規定により運賃、料金等の後払いをしないときは、当店に対し、運賃、料金等を支払います。

（運賃後払いの荷送人の義務）

第三十四条　荷送人は、第二十五条の規定により運賃、料金等の後払いをしないときは、当店に対し、運賃、料金等を支払います。

（運賃後払いの荷送人の義務）

第三十五条　荷送人は、第二十五条の規定により運賃、料金等の後払いをしないときは、当店に対し、運賃、料金等を支払います。

（運賃後払いの荷送人の義務）

第三十六条　荷送人は、第二十五条の規定により運賃、料金等の後払いをしないときは、当店に対し、運賃、料金等を支払います。

（運賃後払いの荷送人の義務）

第三十七条　荷送人は、第二十五条の規定により運賃、料金等の後払いをしないときは、当店に対し、運賃、料金等を支払います。

（運賃後払いの荷送人の義務）

第三十八条　荷送人は、第二十五条の規定により運賃、料金等の後払いをしないときは、当店に対し、運賃、料金等を支払います。

（運賃後払いの荷送人の義務）

第三十九条　荷送人は、第二十五条の規定により運賃、料金等の後払いをしないときは、当店に対し、運賃、料金等を支払います。

（運賃後払いの荷送人の義務）

第四十条　荷送人は、第二十五条の規定により運賃、料金等の後払いをしないときは、当店に対し、運賃、料金等を支払います。

（運賃後払いの荷送人の義務）

第四十一条　荷送人は、第二十五条の規定により運賃、料金等の後払いをしないときは、当店に対し、運賃、料金等を支払います。

（運賃後払いの荷送人の義務）

第四十二条　荷送人は、第二十五条の規定により運賃、料金等の後払いをしないときは、当店に対し、運賃、料金等を支払います。

（運賃後払いの荷送人の義務）

第四十三条　荷送人は、第二十五条の規定により運賃、料金等の後払いをしないときは、当店に対し、運賃、料金等を支払います。

（運賃後払いの荷送人の義務）

第四十四条　荷送人は、第二十五条の規定により運賃、料金等の後払いをしないときは、当店に対し、運賃、料金等を支払います。

（運賃後払いの荷送人の義務）

第四十五条　荷送人は、第二十五条の規定により運賃、料金等の後払いをしないときは、当店に対し、運賃、料金等を支払います。

（運賃後払いの荷送人の義務）

第四十六条　荷送人は、第二十五条の規定により運賃、料金等の後払いをしないときは、当店に対し、運賃、料金等を支払います。

（運賃後払いの荷送人の義務）

第四十七条　荷送人は、第二十五条の規定により運賃、料金等の後払いをしないときは、当店に対し、運賃、料金等を支払います。

（運賃後払いの荷送人の義務）

第四十八条　荷送人は、第二十五条の規定により運賃、料金等の後払いをしないときは、当店に対し、運賃、料金等を支払います。

（運賃後払いの荷送人の義務）

第四十九条　荷送人は、第二十五条の規定により運賃、料金等の後払いをしないときは、当店に対し、運賃、料金等を支払います。

（運賃後払いの荷送人の義務）

第五十条　荷送人は、第二十五条の規定により運賃、料金等の後払いをしないときは、当店に対し、運賃、料金等を支払います。

（運賃後払いの荷送人の義務）

第五十一条　荷送人は、第二十五条の規定により運賃、料金等の後払いをしないときは、当店に対し、運賃、料金等を支払います。

（運賃後払いの荷送人の義務）

第五十二条　荷送人は、第二十五条の規定により運賃、料金等の後払いをしないときは、当店に対し、運賃、料金等を支払います。

（運賃後払いの荷送人の義務）

第五十三条　荷送人は、第二十五条の規定により運賃、料金等の後払いをしないときは、当店に対し、運賃、料金等を支払います。

（運賃後払いの荷送人の義務）

第五十四条　荷送人は、第二十五条の規定により運賃、料金等の後払いをしないときは、当店に対し、運賃、料金等を支払います。

（運賃後払いの荷送人の義務）

第五十五条　荷送人は、第二十五条の規定により運賃、料金等の後払いをしないときは、当店に対し、運賃、料金等を支払います。

（運賃後払いの荷送人の義務）

第五十六条　荷送人は、第二十五条の規定により運賃、料金等の後払いをしないときは、当店に対し、運賃、料金等を支払います。

（運賃後払いの荷送人の義務）

第五十七条　荷送人は、第二十五条の規定により運賃、料金等の後払いをしないときは、当店に対し、運賃、料金等を支払います。

（運賃後払いの荷送人の義務）

第五十八条　荷送人は、第二十五条の規定により運賃、料金等の後払いをしないときは、当店に対し、運賃、料金等を支払います。

（運賃後払いの荷送人の義務）

第五十九条　荷送人は、第二十五条の規定により運賃、料金等の後払いをしないときは、当店に対し、運賃、料金等を支払います。

（運賃後払いの荷送人の義務）

第六十条　荷送人は、第二十五条の規定により運賃、料金等の後払いをしないときは、当店に対し、運賃、料金等を支払います。

（運賃後払いの荷送人の義務）

第六十一条　荷送人は、第二十五条の規定により運賃、料金等の後払いをしないときは、当店に対し、運賃、料金等を支払います。

（運賃後払いの荷送人の義務）

第六十二条　荷送人は、第二十五条の規定により運賃、料金等の後払いをしないときは、当店に対し、運賃、料金等を支払います。

（運賃後払いの荷送人の義務）

第六十三条　荷送人は、第二十五条の規定により運賃、料金等の後払いをしないときは、当店に対し、運賃、料金等を支払います。

（運賃後払いの荷送人の義務）

第六十四条　荷送人は、第二十五条の規定により運賃、料金等の後払いをしないときは、当店に対し、運賃、料金等を支払います。

（運賃後払いの荷送人の義務）

第六十五条　荷送人は、第二十五条の規定により運賃、料金等の後払いをしないときは、当店に対し、運賃、料金等を支払います。

（運賃後払いの荷送人の義務）

第六十六条　荷送人は、第二十五条の規定により運賃、料金等の後払いをしないときは、当店に対し、運賃、料金等を支払います。

（運賃後払いの荷送人の義務）

第六十七条　荷送人は、第二十五条の規定により運賃、料金等の後払いをしないときは、当店に対し、運賃、料金等を支払います。

（運賃後払いの荷送人の義務）

第六十八条　荷送人は、第二十五条の規定により運賃、料金等の後払いをしないときは、当店に対し、運賃、料金等を支払います。

（運賃後払いの荷送人の義務）

第六十九条　荷送人は、第二十五条の規定により運賃、料金等の後払いをしないときは、当店に対し、運賃、料金等を支払います。

（運賃後払いの荷送人の義務）

第七十条　荷送人は、第二十五条の規定により運賃、料金等の後払いをしないときは、当店に対し、運賃、料金等を支払います。

（運賃後払いの荷送人の義務）

第七十一条　荷送人は、第二十五条の規定により運賃、料金等の後払いをしないときは、当店に対し、運賃、料金等を支払います。

（運賃後払いの荷送人の義務）

第七十二条　荷送人は、第二十五条の規定により運賃、料金等の後払いをしないときは、当店に対し、運賃、料金等を支払います。

（運賃後払いの荷送人の義務）

第七十三条　荷送人は、第二十五条の規定により運賃、料金等の後払いをしないときは、当店に対し、運賃、料金等を支払います。

（運賃後払いの荷送人の義務）

第七十四条　荷送人は、第二十五条の規定により運賃、料金等の後払いをしないときは、当店に対し、運賃、料金等を支払います。

（運賃後払いの荷送人の義務）

第七十五条　荷送人は、第二十五条の規定により運賃、料金等の後払いをしないときは、当店に対し、運賃、料金等を支払います。

（運賃後払いの荷送人の義務）

第七十六条　荷送人は、第二十五条の規定により運賃、料金等の後払いをしないときは、当店に対し、運賃、料金等を支払います。

（運賃後払いの荷送人の義務）

第七十七条　荷送人は、第二十五条の規定により運賃、料金等の後払いをしないときは、当店に対し、運賃、料金等を支払います。

（運賃後払いの荷送人の義務）

第七十八条　荷送人は、第二十五条の規定により運賃、料金等の後払いをしないときは、当店に対し、運賃、料金等を支払います。

（運賃後払いの荷送人の義務）

第七十九条　荷送人は、第二十五条の規定により運賃、料金等の後払いをしないときは、当店に対し、運賃、料金等を支払います。

（運賃後払いの荷送人の義務）

第八十条　荷送人は、第二十五条の規定により運賃、料金等の後払いをしないときは、当店に対し、運賃、料金等を支払います。

（運賃後払いの荷送人の義務）

第八十一条　荷送人は、第二十五条の規定により運賃、料金等の後払いをしないときは、当店に対し、運賃、料金等を支払います。

（運賃後払いの荷送人の義務）

第八十二条　荷送人は、第二十五条の規定により運賃、料金等の後払いをしないときは、当店に対し、運賃、料金等を支払います。

（運賃後払いの荷送人の義務）

第八十三条　荷送人は、第二十五条の規定により運賃、料金等の後払いをしないときは、当店に対し、運賃、料金等を支払います。

（運賃後払いの荷送人の義務）

第八十四条　荷送人は、第二十五条の規定により運賃、料金等の後払いをしないときは、当店に対し、運賃、料金等を支払います。

（運賃後払いの荷送人の義務）

第八十五条　荷送人は、第二十五条の規定により運賃、料金等の後払いをしないときは、当店に対し、運賃、料金等を支払います。

（運賃後払いの荷送人の義務）

第八十六条　荷送人は、第二十五条の規定により運賃、料金等の後払いをしないときは、当店に対し、運賃、料金等を支払います。

（運賃後払いの荷送人の義務）

第八十七条　荷送人は、第二十五条の規定により運賃、料金等の後払いをしないときは、当店に対し、運賃、料金等を支払います。

（運賃後払いの荷送人の義務）

第八十八条　荷送人は、第二十五条の規定により運賃、料金等の後払いをしないときは、当店に対し、運賃、料金等を支払います。

（運賃後払いの荷送人の義務）

第八十九条　荷送人は、第二十五条の規定により運賃、料金等の後払いをしないときは、当店に対し、運賃、料金等を支払います。

（運賃後払いの荷送人の義務）

第九十条　荷送人は、第二十五条の規定により運賃、料金等の後払いをしないときは、当店に対し、運賃、料金等を支払います。

（運賃後払いの荷送人の義務）

第九十一条　荷送人は、第二十五条の規定により運賃、料金等の後払いをしないときは、当店に対し、運賃、料金等を支払います。

（運賃後払いの荷送人の義務）

第九十二条　荷送人は、第二十五条の規定により運賃、料金等の後払いをしないときは、当店に対し、運賃、料金等を支払います。

（運賃後払いの荷送人の義務）

第九十三条　荷送人は、第二十五条の規定により運賃、料金等の後払いをしないときは、当店に対し、運賃、料金等を支払います。

（運賃後払いの荷送人の義務）

第九十四条　荷送人は、第二十五条の規定により運賃、料金等の後払いをしないときは、当店に対し、運賃、料金等を支払います。

（運賃後払いの荷送人の義務）

第九十五条　荷送人は、第二十五条の規定により運賃、料金等の後払いをしないときは、当店に対し、運賃、料金等を支払います。

（運賃後払いの荷送人の義務）

第九十六条　荷送人は、第二十五条の規定により運賃、料金等の後払いをしないときは、当店に対し、運賃、料金等を支払います。

（運賃後払いの荷送人の義務）

第九十七条　荷送人は、第二十五条の規定により運賃、料金等の後払いをしないときは、当店に対し、運賃、料金等を支払います。

（運賃後払いの荷送人の義務）

第九十八条　荷送人は、第二十五条の規定により運賃、料金等の後払いをしないときは、当店に対し、運賃、料金等を支払います。

（運賃後払いの荷送人の義務）

第九十九条　荷送人は、第二十五条の規定により運賃、料金等の後払いをしないときは、当店に対し、運賃、料金等を支払います。

（運賃後払いの荷送人の義務）

第百条　荷送人は、第二十五条の規定により運賃、料金等の後払いをしないときは、当店に対し、運賃、料金等を支払います。

（運賃後払いの荷送人の義務）

第百一条　荷送人は、第二十五条の規定により運賃、料金等の後払いをしないときは、当店に対し、運賃、料金等を支払います。

（運賃後払いの荷送人の義務）

第百二条　荷送人は、第二十五条の規定により運賃、料金等の後払いをしないときは、当店に対し、運賃、料金等を支払います。

（運賃後払いの荷送人の義務）

第百三条　荷送人は、第二十五条の規定により運賃、料金等の後払いをしないときは、当店に対し、運賃、料金等を支払います。

（運賃後払いの荷送人の義務）

第百四条　荷送人は、第二十五条の規定により運賃、料金等の後払いをしないときは、当店に対し、運賃、料金等を支払います。

（運賃後払いの荷送人の義務）

第百五条　荷送人は、第二十五条の規定により運賃、料金等の後払いをしないときは、当店に対し、運賃、料金等を支払います。

（運賃後払いの荷送人の義務）

第百六条　荷送人は、第二十五条の規定により運賃、料金等の後払いをしないときは、当店に対し、運賃、料金等を支払います。

（運賃後払いの荷送人の義務）

第百七条　荷送人は、第二十五条の規定により運賃、料金等の後払いをしないときは、当店に対し、運賃、料金等を支払います。

（運賃後払いの荷送人の義務）

第百八条　荷送人は、第二十五条の規定により運賃、料金等の後払いをしないときは、当店に対し、運賃、料金等を支払います。

（運賃後払いの荷送人の義務）

第百九条　荷送人は、第二十五条の規定により運賃、料金等の後払いをしないときは、当店に対し、運賃、料金等を支払います。

（運賃後払いの荷送人の義務）

第百十条　荷送人は、第二十五条の規定により運賃、料金等の後払いをしないときは、当店に対し、運賃、料金等を支払います。

（運賃後払いの荷送人の義務）

第百十一条　荷送人は、第二十五条の規定により運賃、料金等の後払いをしないときは、当店に対し、運賃、料金等を支払います。

（運賃後払いの荷送人の義務）

第百十二条　荷送人は、第二十五条の規定により運賃、料金等の後払いをしないときは、当店に対し、運賃、料金等を支払います。

（運賃後払いの荷送人の義務）

第百十三条　荷送人は、第二十五条の規定により運賃、料金等の後払いをしないときは、当店に対し、運賃、料金等を支払います。

（運賃後払いの荷送人の義務）

第百十四条　荷送人は、第二十五条の規定により運賃、料金等の後払いをしないときは、当店に対し、運賃、料金等を支払います。

（運賃後払いの荷送人の義務）

第百十五条　荷送人は、第二十五条の規定により運賃、料金等の後払いをしないときは、当店に対し、運賃、料金等を支払います。

（運賃後払いの荷送人の義務）

第百十六条　荷送人は、第二十五条の規定により運賃、料金等の後払いをしないときは、当店に対し、運賃、料金等を支払います。

（運賃後払いの荷送人の義務）

第百十七条　荷送人は、第二十五条の規定により運賃、料金等の後払いをしないときは、当店に対し、運賃、料金等を支払います。

（運賃後払いの荷送人の義務）

第百十八条　荷送人は、第二十五条の規定により運賃、料金等の後払いをしないときは、当店に対し、運賃、料金等を支払います。

（運賃後払いの荷送人の義務）

第百十九条　荷送人は、第二十五条の規定により運賃、料金等の後払いをしないときは、当店に対し、運賃、料金等を支払います。

（運賃後払いの荷送人の義務）

第百二十条　荷送人は、第二十五条の規定により運賃、料金等の後払いをしないときは、当店に対し、運賃、料金等を支払います。

（運賃後払いの荷送人の義務）

第百二十一条　荷送人は、第二十五条の規定により運賃、料金等の後払いをしないときは、当店に対し、運賃、料金等を支払います。

（運賃後払いの荷送人の義務）

第百二十二条　荷送人は、第二十五条の規定により運賃、料金等の後払いをしないときは、当店に対し、運賃、料金等を支払います。

（運賃後払いの荷送人の義務）

第百二十三条　荷送人は、第二十五条の規定により運賃、料金等の後払いをしないときは、当店に対し、運賃、料金等を支払います。

（運賃後払いの荷送人の義務）

第百二十四条　荷送人は、第二十五条の規定により運賃、料金等の後払いをしないときは、当店に対し、運賃、料金等を支払います。

（運賃後払いの荷送人の義務）

第百二十五条　荷送人は、第二十五条の規定により運賃、料金等の後払いをしないときは、当店に対し、運賃、料金等を支払います。

（運賃後払いの荷送人の義務）

第百二十六条　荷送人は、第二十五条の規定により運賃、料金等の後払いをしないときは、当店に対し、運賃、料金等を支払います。

（運賃後払いの荷送人の義務）

第百二十七条　荷送人は、第二十五条の規定により運賃、料金等の後払いをしないときは、当店に対し、運賃、料金等を支払います。

（運賃後払いの荷送人の義務）

第百二十八条　荷送人は、第二十五条の規定により運賃、料金等の後払いをしないときは、当店に対し、運賃、料金等を支払います。

（運賃後払いの荷送人の義務）

第百二十九条　荷送人は、第二十五条の規定により運賃、料金等の後払いをしないときは、当店に対し、運賃、料金等を支払います。

（運賃後払いの荷送人の義務）

第百三十条　荷送人は、第二十五条の規定により運賃、料金等の後払いをしないときは、当店に対し、運賃、料金等を支払います。

（運賃後払いの荷送人の義務）

第百三十一条　荷送人は、第二十五条の規定により運賃、料金等の後払いをしないときは、当店に対し、運賃、料金等を支払います。

（運賃後払いの荷送人の義務）

第百三十二条　荷送人は、第二十五条の規定により運賃、料金等の後払いをしないときは、当店に対し、運賃、料金等を支払います。

（運賃後払いの荷送人の義務）

第百三十三条　荷送人は、第二十五条の規定により運賃、料金等の後払いをしないときは、当店に対し、運賃、料金等を支払います。

（運賃後払いの荷送人の義務）

第百三十四条　荷送人は、第二十五条の規定により運賃、料金等の後払いをしないときは、当店に対し、運賃、料金等を支払います。

（運賃後払いの荷送人の義務）

第百三十五条　荷送人は、第二十五条の規定により運賃、料金等の後払いをしないときは、当店に対し、運賃、料金等を支払います。

（運賃後払いの荷送人の義務）

第百三十六条　荷送人は、第二十五条の規定により運賃、料金等の後払いをしないときは、当店に対し、運賃、料金等を支払います。

（運賃後払いの荷送人の義務）

第百三十七条　荷送人は、第二十五条の規定により運賃、料金等の後払いをしないときは、当店に対し、運賃、料金等を支払います。

（運賃後払いの荷送人の義務）

第百三十八条　荷送人は、第二十五条の規定により運賃、料金等の後払いをしないときは、当店に対し、運賃、料金等を支払います。

（運賃後払いの荷送人の義務）

第百三十九条　荷送人は、第二十五条の規定により運賃、料金等の後払いをしないときは、当店に対し、運賃、料金等を支払います。

（運賃後払いの荷送人の義務）

第百四十条　荷送人は、第二十五条の規定により運賃、料金等の後払いをしないときは、当店に対し、運賃、料金等を支払います。

（運賃後払いの荷送人の義務）

第百四十一条　荷送人は、第二十五条の規定により運賃、料金等の後払いをしないときは、当店に対し、運賃、料金等を支払います。

（運賃後払いの荷送人の義務）

第百四十二条　荷送人は、第二十五条の規定により運賃、料金等の後払いをしないときは、当店に対し、運賃、料金等を支払います。

（運賃後払いの荷送人の義務）

第百四十三条　荷送人は、第二十五条の規定により運賃、料金等の後払いをしないときは、当店に対し、運賃、料金等を支払います。

（運賃後払いの荷送人の義務）

第百四十四条　荷送人は、第二十五条の規定により運賃、料金等の後払いをしないときは、当店に対し、運賃、料金等を支払います。

（運賃後払いの荷送人の義務）

第百四十五条　荷送人は、第二十五条の規定により運賃、料金等の後払いをしないときは、当店に対し、運賃、料金等を支払います。

（運賃後払いの荷送人の義務）

第百四十六条　荷送人は、第二十五条の規定により運賃、料金等の後払いをしないときは、当店に対し、運賃、料金等を支払います。

（運賃後払いの荷送人の義務）

第百四十七条　荷送人は、第二十五条の規定により運賃、料金等の後払いをしないときは、当店に対し、運賃、料金等を支払います。

（運賃後払いの荷送人の義務）

第百四十八条　荷送人は、第二十五条の規定により運賃、料金等の後払いをしないときは、当店に対し、運賃、料金等を支払います。

（運賃後払いの荷送人の義務）

第百四十九条　荷送人は、第二十五条の規定により運賃、料金等の後払いをしないときは、当店に対し、運賃、料金等を支払います。

（運賃後払いの荷送人の義務）

第百五十条　荷送人は、第二十五条の規定により運賃、料金等の後払いをしないときは、当店に対し、運賃、料金等を支払います。

（運賃後払いの荷送人の義務）

第百五十一条　荷送人は、第二十五条の規定により運賃、料金等の後払いをしないときは、当店に対し、運賃、料金等を支払います。

（運賃後払いの荷送人の義務）

第百五十二条　荷送人は、第二十五条の規定により運賃、料金等の後払いをしないときは、当店に対し、運賃、料金等を支払います。

（運賃後払いの荷送人の義務）

第百五十三条　荷送人は、第二十五条の規定により運賃、料金等の後払いをしないときは、当店に対し、運賃、料金等を支払います。

（運賃後払いの荷送人の義務）

第百五十四条　荷送人は、第二十五条の規定により運賃、料金等の後払いをしないときは、当店に対し、運賃、料金等を支払います。

（運賃後払いの荷送人の義務）

第百五十五条　荷送人は、第二十五条の規定により運賃、料金等の後払いをしないときは、当店に対し、運賃、料金等を支払います。

（運賃後払いの荷送人の義務）

第百五十六条　荷送人は、第二十五条の規定により運賃、料金等の後払いをしないときは、当店に対し、運賃、料金等を支払います。

（運賃後払いの荷送人の義務）

第百五十七条　荷送人は、第二十五条の規定により運賃、料金等の後払いをしないときは、当店に対し、運賃、料金等を支払います。

（運賃後払いの荷送人の義務）

第百五十八条　荷送人は、第二十五条の規定により運賃、料金等の後払いをしないときは、当店に対し、運賃、料金等を支払います。

（運賃後払いの荷送人の義務）

第百五十九条　荷送人は、第二十五条の規定により運賃、料金等の後払いをしないときは、当店に対し、運賃、料金等を支払います。

（運賃後払いの荷送人の義務）

第百六十条　荷送人は、第二十五条の規定により運賃、料金等の後払いをしないときは、当店に対し、運賃、料金等を支払います。

（運賃後払いの荷送人の義務）

第百六十一条　荷送人は、第二十五条の規定により運賃、料金等の後払いをしないときは、当店に対し、運賃、料金等を支払います。

（運賃後払いの荷送人の義務）

第百六十二条　荷送人は、第二十五条の規定により運賃、料金等の後払いをしないときは、当店に対し、運賃、料金等を支払います。

（運賃後払いの荷送人の義務）

第百六十三条　荷送人は、第二十五条の規定により運賃、料金等の後払いをしないときは、当店に対し、運賃、料金等を支払います。

（運賃後払いの荷送人の義務）

第百六十四条　荷送人は、第二十五条の規定により運賃、料金等の後払いをしないときは、当店に対し、運賃、料金等を支払います。

（運賃後払いの荷送人の義務）

第百六十五条　荷送人は、第二十五条の規定により運賃、料金等の後払いをしないときは、当店に対し、運賃、料金等を支払います。

（運賃後払いの荷送人の義務）

第百六十六条　荷送人は、第二十五条の規定により運賃、料金等の後払いをしないときは、当店に対し、運賃、料金等を支払います。

（運賃後払いの荷送人の義務）

第百六十七条　荷送人は、第二十五条の規定により運賃、料金等の後払いをしないときは、当店に対し、運賃、料金等を支払います。

（運賃後払いの荷送人の義務）

第百六十八条　荷送人は、第二十五条の規定により運賃、料金等の後払いをしないときは、当店に対し、運賃、料金等を支払います。

（運賃後払いの荷送人の義務）

第百六十九条　荷送人は、第二十五条の規定により運賃、料金等の後払いをしないときは、当店に対し、運賃、料金等を支払います。

（運賃後払いの荷送人の義務）

第百七十条　荷送人は、第二十五条の規定により運賃、料金等の後払いをしないときは、当店に対し、運賃、料金等を支払います。

（運賃後払いの荷送人の義務）

第百七十一条　荷送人は、第二十五条の規定により運賃、料金等の後払いをしないときは、当店に対し、運賃、料金等を支払います。

（運賃後払いの荷送人の義務）

第百七十二条　荷送人は、第二十五条の規定により運賃、料金等の後払いをしないときは、当店に対し、運賃、料金等を支払います。

（運賃後払いの荷送人の義務）

第百七十三条　荷送人は、第二十五条の規定により運賃、料金等の後払いをしないときは、当店に対し、運賃、料金等を支払います。

（運賃後払いの荷送人の義務）

第百七十四条　荷送人は、第二十五条の規定により運賃、料金等の後払いをしないときは、当店に対し、運賃、料金等を支払います。

（運賃後払いの荷送人の義務）

第百七十五条　荷送人は、第二十五条の規定により運賃、料金等の後払いをしないときは、当店に対し、運賃、料金等を支払います。

（運賃後払いの荷送人の義務）

第百七十六条　荷送人は、第二十五条の規定により運賃、料金等の後払いをしないときは、当店に対し、運賃、料金等を支払います。

（運賃後払いの荷送人の義務）

第百七十七条　荷送人は、第二十五条の規定により運賃、料金等の後払いをしないときは、当店に対し、運賃、料金等を支払います。

（運賃後払いの荷送人の義務）

第百七十八条　荷送人は、第二十五条の規定により運賃、料金等の後払いをしないときは、当店に対し、運賃、料金等を支払います。

（運賃後払いの荷送人の義務）

第百七十九条　荷送人は、第二十五条の規定により運賃、料金等の後払いをしないときは、当店に対し、運賃、料金等を支払います。

（運賃後払いの荷送人の義務）

第百八十条　荷送人は、第二十五条の規定により運賃、料金等の後払いをしないときは、当店に対し、運賃、料金等を支払います。

（運賃後払いの荷送人の義務）

第百八十一条　荷送人は、第二十五条の規定により運賃、料金等の後払いをしないときは、当店に対し、運賃、料金等を支払います。

（運賃後払いの荷送人の義務）

第百八十二条　荷送人は、第二十五条の規定により運賃、料金等の後払いをしないときは、当店に対し、運賃、料金等を支払います。

（運賃後払いの荷送人の義務）

第百八十三条　荷送人は、第二十五条の規定により運賃、料金等の後払いをしないときは、当店に対し、運賃、料金等を支払います。

（運賃後払いの荷送人の義務）

第百八十四条　荷送人は、第二十五条の規定により運賃、料金等の後払いをしないときは、当店に対し、運賃、料金等を支払います。

（運賃後払いの荷送人の義務）

第百八十五条　荷送人は、第二十五条の規定により運賃、料金等の後払いをしないときは、当店に対し、運賃、料金等を支払います。

（運賃後払いの荷送人の義務）

第百八十六条　荷送人は、第二十五条の規定により運賃、料金等の後払いをしないときは、当店に対し、運賃、